

令和8年度

保育所入所申込のしおり

令和8年度中(令和8年4月～令和9年3月)に入所希望の児童は、必ず期間内に申込書を提出してください。

年度途中に入所を希望の方も、必ず受付期間中にお申し込みください。

申込受付期間 令和7年10月6日(月)～17日(金)

午前9時から午後5時(土曜日の午後及び日曜祝日は除く)

申込書類 入所を希望する保育所から申込書の用紙を受け取ります。
(すでに入所している児童も、現況確認のために申込みが必要です)

申込受付 町内の保育所に入所希望 → 保育所
町外の保育施設を希望 → 健康福祉課子育て応援室
(町民センターアステラス内)

町内保育所一覧

認定こども園名	所在地	電話番号	定員
北大海第一保育所	北川尻7部の1番地	28-2079	70名
相見保育所	今浜えびすが丘31番地	28-2067	130名
中央保育所	子浦ツ57番地	29-3205	100名



教育・保育給付認定

認定こども園を利用するには「教育・保育給付認定」が必要です。認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、次の3つの区分があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	幼稚園 認定こども園
2号認定 保育認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、 保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園
3号認定 保育認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、 保育を必要とする子ども	

施設利用時間

1号認定

区 分	利用できる保育時間
教育標準時間(午前8時30分～午前12時30分)	最大4時間まで + 必要に応じた預かり保育

2号認定、3号認定 ※ 保育の必要量によって区分されます。

区 分	利用できる保育時間
保育標準時間(午前7時～午後6時)	最大 11 時間まで + 必要に応じた延長保育
保育短時間 (午前8時30分～午後4時30分)	最大 8 時間まで + 必要に応じた延長保育

※ 保育を実際に利用できるのは、保護者が仕事などで保育できない時間です。

土曜保育については、保護者が仕事などで子どもの面倒を見られない場合に利用できます。

保育年齢 令和8年4月1日現在の年齢で決まります。

年齢	生年月日
5 歳	令和 2 年 (2020 年) 4 月 2 日生 ～ 令和 3 年 (2021 年) 4 月 1 日生
4 歳	令和 3 年 (2021 年) 4 月 2 日生 ～ 令和 4 年 (2022 年) 4 月 1 日生
3 歳	令和 4 年 (2022 年) 4 月 2 日生 ～ 令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日生
2 歳	令和 5 年 (2023 年) 4 月 2 日生 ～ 令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日生
1 歳	令和 6 年 (2024 年) 4 月 2 日生 ～ 令和 7 年 (2025 年) 4 月 1 日生
0 歳	令和 7 年 (2025 年) 4 月 2 日生 ～

保育の必要性の認定基準

保育認定(2,3号)を受けるには、次のいずれかに該当する必要があります。保育が必要な状況を証明する書類を、入所申込書と一緒に提出してください。

保育が必要な理由		添付書類	認定区分
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合 (月48時間以上)	就労証明書(勤務先で証明を受けてください) 就労申立書(自営業の場合)	標 準 短時間
妊娠・出産	妊娠中又は出産後間もない場合	母子手帳の写し (保護者氏名及び出産予定日が確認できるもの)	標 準
疾病・障害	保護者が病気、負傷、心身に障害がある場合	診断書又は障害者手帳、療育手帳の写し	標 準
介護・看護	同居家族を常時介護、看護する場合	被介護者の診断書又は障害者手帳、療育手帳の写し	標 準 短時間
求職活動	仕事をする意思があり、仕事を探している場合(3ヶ月)	ハローワークの証明書など(これから求職活動をはじめる場合は求職活動申立書)	短時間
就 学	保護者自身が技能取得で学校などに通っている場合	学生証(在学証明書)の写し 受講カリキュラムが確認できるもの	標 準 短時間
育 児 休業中	保護者が育児休業を取得するとき、すでに保育所を利用している場合	就労証明書(育児休業期間の証明が必要)	短時間
災害復旧	災害のため、その復旧により保育ができない場合	罹災証明書 復旧内容などの詳細が分かる書類	標 準
そ の 他	上記以外の特別な事情により保育できない場合		標 準 短時間

※ 証明書の記載事項について、町から証明機関に内容を確認する場合があります。虚偽の証明書類を提出された場合は、却下しますのでご承知ください。

※ 求職中で申し込みされた場合は、入所3か月後に状況を確認します。



申込みの仕方

1. 記入例を参考にしながら、**黒のボールペン**で記入してください。
2. 申込書は、児童1名につき1枚記入し、就労証明書などの添付書類は、兄弟姉妹で同時に同施設に申し込む場合は1部でかまいません。
3. 新規入所の方で、歩行や言葉の遅れ、疾病・アレルギー等について気になることがありましたら、申込時にご相談ください。
4. 申込書や添付書類に不備がある場合は受理できません。また、虚偽の申込書を提出された場合は、却下しますのでご承知ください。

入所決定について

- 1 入所基準に該当している方でも、申込者数が定員を上回る場合は入所が保留になったり、希望の保育所に入所できないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 2 受付期間内に新しく申し込みされた方の「支給認定証」と「入所承諾書」は2月上旬までに通知します（継続の児童は入所承諾書のみ）。年度途中に入所予定の方は、随時交付します。
- 3 入所決定された方でも、保護者の退職等により家庭での保育が可能になった場合は退所届を提出してください。
- 4 病気やケガなどで1か月を超えて休所する場合は、退所していただくことがあります。
- 5 申込事項に変更があった場合は、手続きが必要となるため各保育所にお知らせください。

保育料について

令和元年10月より、3～5歳児の保育料は無料となっています（幼児教育・保育の無償化）。

令和6年10月より、町内の保育所に入所している0～2歳児の保育料（基本分）は、町独自サービスにより無料となっています（保育料完全無償化）。

ただし、町外の施設を利用している0～2歳児の保育料は、令和7年度町民税の所得割額を基準に算定します。保育料決定通知は4月初旬を予定しています。

給食について

令和元年10月より宝達志水町に住所がある児童の副食費（おかず代）4,900 円は、町の助成により無料となっています。

主食（ごはん）を町内の保育所で提供しています。主食費は町独自サービスにより無料となっています（完全給食無償化）。

保育料基準額表 (町外の施設を利用している0～2歳児)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			保育料(月額)※副食費等含む	
階層区分	定 義		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯		円 0	円 0
第2階層	町民税非課税世帯		0	0
第3階層	町民税課税世帯 第1階層を除き、 町民税の所得割 額の区分が右の 区分に該当する 世帯	48,600円未満 (均等割のみ含む)	9,500 [4,500]	9,300 [4,400]
第4-1階層		57,700円未満	13,000 [4,500]	12,700 [4,400]
第4-2階層		77,101円未満	26,000 [4,500]	25,500 [4,400]
第4-3階層		97,000円未満	26,000	25,500
第5階層		169,000円未満	28,000	27,500
第6階層		301,000円未満	31,000	30,400
第7階層		397,000円未満	35,000	34,400
第8階層		397,000円以上	40,000	39,300

[]内はひとり親世帯等の額

備 考

- (1) 入所がその月の16日以後の場合、当該月の保育料は2分の1となります。
- (2) 退所がその月の15日以前の場合、当該月の保育料は2分の1となります。
- (3) 4月分から8月分までの保育料については、前年度町民税の所得割額(※)で決定し、9月分から3月分の保育料は当該年度分の所得割額で決定します。

※ 住宅借入金等特別控除、寄付金控除(ふるさと納税等)、配当控除、外国税額控除等は保育料算定上、控除の対象とはなりません。

【町外の施設を利用している方の保育料が軽減されます】

- ① 2人以上同時に入所している場合は町の助成により、2人目以降の保育料は無料
- ② 町民税の所得割額が第4-1階層以下(ひとり親世帯等は第4-2階層以下)の世帯について、養育している最年長の子どもから順に2人目以降の保育料は無料
- ③ 町民税の所得割額が第5階層の世帯について、18歳未満の第3子以降の保育料は無料

※②③は国県町助成制度により保育料が軽減されます。

こんな保育も行っています

利用する場合は各保育所へ申請が必要です。利用児童数に制限がある場合もありますので必ず事前にご相談ください。

●時間外保育

保護者の就労時間、通勤時間などによるやむを得ない事情のため、通常保育時間を超えて保育を希望する場合に、時間を延長することができます。

預かり保育(1号認定)

教育標準時間	午前12時30分～午後7時	1時間	200 円
--------	---------------	-----	-------

延長保育(2号認定、3号認定)

保育標準時間利用	午後6時～午後7時	1回	300 円
		1ヵ月	2,500 円
保育短時間利用	午後4時30分～午後6時	1回	300 円
	午後6時～午後7時	1回	300 円

●病後児保育

町内の保育所に通所中の乳幼児が病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間、相見保育所内にある専用スペースでお預かりします。

月曜 ～ 土曜	午前7時～午後5時	・1回につき原則として連続6日以内 ・相見保育所のみで実施 ・定員2名	午前7時～正午	500 円
延長 保育	月曜日～金曜日 午後5時～午後7時 土曜日 午後5時～午後6時		正午～午後5時	500 円
			午前7時～午後5時	1,000 円
			延長保育1時間毎に	100 円

●一時保育

児童の保護者又は養育者が疾病その他特別な理由のため家庭で保育できない児童を一時的にお預かりします。

月曜 ～ 金曜	午前8時～午後4時	・各保育所で1日2人まで ・連続して週3日まで ・1ヵ月あたり10日まで	3歳未満児	日額 2,100 円
土曜	午前8時～正午		3歳以上児	日額 1,000 円

●休日保育

休日において、保護者の就労などにより保育ができない児童を相見保育所でお預かりします。

日曜 祝日	午前7時～午後6時	町内の保育所に入所している児童が対象	振替休日 無料 振替休日が取れない場合 1回 2,000 円
----------	-----------	--------------------	--------------------------------------